

令和 7 年度 琉球大学 1・3 年次研修実施要項

1 趣 旨

本研修は本学が主催する事業と位置づけ、1 年次及び 3 年次（医学部医学科は 1 年次及び 4 年次。以下同じ。）の学部学生と指導教員が、対話やレクリエーション等の活動・交流を通じて相互信頼を確立し、専門領域への関心を深めることで今後の主体的な学びを啓発するとともに、新入生にあっては、早期に大学生活に適応することを目的として実施する。

2 実施期間 令和 7 年 5 月 1 日（木）～令和 7 年 11 月 30 日（日）

3 実施方法等

(1) 参加者

- ① 1 年次及び 3 年次の学部学生及びこれらの年次の指導教員を対象とする。なお、1 年次のみ又は 3 年次のみが参加する研修の実施は認めない。
- ② 上記①のほか、世話係学生（下記 6 参照）として参加することが適当と指導教員が認める場合は、1 年次及び 3 年次以外の年次の学生も対象とする。なお、その人数は、プログラムの内容及び参加者数等を勘案し、必要な範囲で設定すること。

(2) 研修形式

実施場所、参加者数及び参加者の意向等を踏まえ、対面形式又はオンライン形式を適宜選択できるものとする。

(3) 日程及びプログラムの決定

- ① 日程は 1 泊 2 日以内とし、参加者の意向等を踏まえて指導教員が決定するものとする。
- ② プログラムは指導教員の指導の下、世話係学生（下記 6 参照）が企画し、別紙「研修日程表（計画）」に取りまとめ、「1・3 年次研修計画書（下記 7 参照）」と併せて研修を実施する 2 週間前までに学生部学生支援課へ提出すること。

4 オリエンテーションの実施

合宿を伴う研修又は本学のキャンパス（千原及び西普天間）を離れて実施する研修の場合、指導教員は事前にオリエンテーションを実施し、参加者に対し次のことを伝達及び確認すること。

- (1) 研修の趣旨、日程、準備物、安全確認及びその他参加者が遵守すべき事項を説明すること。
- (2) 研修は、単なるレクリエーション、娯楽及び親睦会ではないこと。また、20 歳未満が多数を占める 1 年次は当然、飲酒禁止であることから、他の年次についても同様に自粛することを周知徹底すること。
- (3) 参加者が安心して参加できるように、質問や申し出ができる機会を設けること。なお、申し出等はオリエンテーションの場に限らず個別に受け付けるなど工夫し、申し出等の内容は参加者本人の意向に十分に配慮して適切に取り扱うこと（下記 5. (3) 参照）。

5 指導教員の役割

- (1) 参加者を引率し、参加者に対して自重・自制心のある団体行動をとるよう指導すること。
- (2) 参加者から世話係学生を指名すること。また、世話係学生が主体的に研修を企画・実施できるよう指導するとともに、次のことを点検し必要な助言をすること。
 - ① 研修目的から逸脱した内容となっていないか
 - ② 事故の発生に繋がるような無理な計画となっていないか
- (3) 研修実施に当たり、参加者から自身の病気、障がい、身体的特徴及び性的指向・性自認(SOGI)等について助けを求める意思表示があった場合は、必要性や合理性を判断した上で研修環境の変更や調整を検討すること。なお、申し出等情報の取り扱いに当たっては、本人の意向に十分に配慮し、他の参加者からの無理解、偏見又は差別等が生じることのないように留意すること。

※ 対応に当たっては、必要に応じて学内の担当組織へ相談し、助言等を求めること。
- (4) 休日に研修を実施する場合は、所属学部総務係において休日の振替手続を行うこと。

6 世話係学生の役割

- (1) 指導教員の指導の下、研修を企画・実施（補佐）し参加者を引率すること。
- (2) 学内の担当事務部及び研修先機関と連絡調整すること（必要書類の作成・提出、参加者の変更の連絡等）。

7 計画書・報告書の提出

- (1) 指導教員又は世話係学生は、様式1「令和7年度1・3年次研修計画書（「研修日程表（計画）」及び「参加予定者名簿」を含む）」を作成し、研修を実施する2週間前までに学生部学生支援課（共通教育棟1号館1階）へ提出する。
- (2) 指導教員又は世話係学生は、様式2「令和7年度1・3年次研修報告書（「研修日程表（実績）」及び「参加者名簿」を含む）」を作成し、研修実施後2週間以内に学生部学生支援課へ提出する。

8 経費の負担

- (1) 上記2の実施期間中に、別紙1「令和7年度1・3年次研修費用補助対象施設一覧」の施設を利用する研修に限り、次のとおり経費の一部を本学が負担する。なお、大学が負担する経費は各施設からの請求書をもって、後日、利用施設へ支払いを行う。
 - ① 合宿を伴う研修：別紙1に示す「大学負担分」の経費
 - ② 合宿を伴わない研修：別紙1に示す「大学負担分」の経費のうち宿泊に要する経費以外
- (2) 上記(1)以外の経費（研修中の食費、施設等の用具借上費、消耗品費及び湯茶・菓子代等）は、参加者の負担とする。
- (3) 合宿を伴う研修において発生した指導教員の旅費は本学が負担し、本学の旅費支給に関する各種規程等に基づき支給する。

9 安心・安全への対策

参加者の「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」等の保険加入を推奨する。なお、負傷等の処置のために、保健管理センターから救急車を手配すること。

以上

令和7年度 琉球大学1・3年次研修費用補助対象施設一覧

1. 対象施設

施設名	住 所	電話番号	大学負担分※1
(1) 国立沖縄 青少年交流の家	島尻郡渡嘉敷村字 渡嘉敷 2760	098-987-2306	・ 施設利用料 (1,200 円/人)
(2) 名護青少年の家	名護市字名護 5511	0980-52-2076	・ 宿泊室 (630 円/人) ・ 施設利用料 (キャンプ場, 研 修室, 講堂, 体育館等)
(3) 糸満青少年の家	糸満市字賀数 347	098-994-6342	・ 宿泊室 (810 円/人) ・ 施設利用料 (キャンプ場, 研 修室, 体育館, 大講堂等)
(4) 希望ヶ丘 ペンション研修館	恩納村字名嘉真 2288-363	098-967-8661	・ 借上料 (最大 3,000 円/人)
(5) 奥の山荘	国頭村字奥 2221-2	098-895-8125 学生支援課窓口で予約	・ 施設使用料 (300 円/人) ・ 衛生費 (800 円/人)

※1 研修中の食費、施設等の用具借上費（他施設からのレンタル料を含む）、消耗品費及び湯茶・菓子代等は参加者の自己負担とする。

※2 移動手段は各自で手配すること。

※3 各施設の利用に当たって

- ① 施設への申込時に、琉球大学の1・3年次研修で利用したい旨を必ず申し出ること。
- ② (1)においては利用日の2か月前の月末までに予約すること。(例:8月中の利用は6/30までに予約。)
- ③ (4)においては利用する建物及び収容人数によって借上料が異なるため、収容人数に見合う人数で利用すること。